

光明荘デイサービスセンター運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が運営する光明荘デイサービスセンターにおいて実施する通所介護事業〔指定介護予防通所介護〕(以下「事業」という。)の適正な運営を確保する為に必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、準看護師等の看護職員、介護職員、機能訓練指導員(以下「通所介護従業者」という。)が要介護状態の利用者に対し、適切な指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 6 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 7 指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。

- 8 前7項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第115号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 光明荘デイサービスセンター
- (2) 所在地 大阪府和泉市伏屋町三丁目8番1号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1名（常勤職員）

管理者は、通所介護従業者業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護の実施に関し、事業所の通所介護従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 常勤職員 1名以上
介護職員 常勤・非常勤職員 7名以上
看護職員 常勤・非常勤職員 1名以上
機能訓練指導員 常勤・非常勤職員 1名以上

通所介護従事者は、指定通所介護の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日まで及び国民の祝日とする。
ただし、12月31日から1月3日までは休業日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後5時30分まで
延長サービス 午後7時00分まで

(指定通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は一日一単位40名とする。

(指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の内容)

第7条 指定通所介護・予防通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスをおこなうものとする。

- ① 入浴サービス
- ② 給食サービス
- ③ 生活指導（相談・援助等）レクリエーション
- ④ 機能訓練
- ⑤ 健康チェック
- ⑥ 送迎
- ⑦ 延長サービス

(利用料等)

第8条 指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告知上の報酬額）によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告知上の報酬額）の額とする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う通所介護の送迎に要する交通費はその実費を徴収する。
 - (1) 事業所から片道20キロメートル未満 500円
 - (2) 事業所から片道20キロメートル以上 1,000円
- 4 食事の提供に要する費用については、680円（おやつ代51円含）を徴収する。
- 5 おむつ代については、原則持参である為、未持参時のみ実費徴収とする。
- 6 その他、通所介護事業〔指定介護予防通所介護〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用について徴収する。
- 7 利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

- 8 サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 9 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕に係わる利用料の支払を受けた場合は、提供した指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施区域）

第9条 通常の事業の実施区域は、和泉市全域、堺市南区とする。

（衛生管理等）

第10条 利用者の使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（サービス利用者に当たっての留意事項）

第11条 利用者は、指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供を受ける際に、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用者当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

（緊急時における対応方法）

第12条 指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困

難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定介護予防通所介護サービス〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第15条 指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業は、提供した指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕に関し、法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した通所介護に係わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束について)

第17条 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがある。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録を行うものとする。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行うものとする。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。
- (2) 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限る。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解くものとする。

(ハラスメント防止に関する事項)

第18条 事業所は、「ハラスメント防止対策に関する基本方針」に基づき、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) ハラスメントを未然に防ぐため、従業者に対する研修の実施
- (2) ハラスメントに関する相談、分析等実施体制の整備
- (3) ハラスメント行為者が利用者またはその家族であった場合、担当者的変更やサービスの中止またはサービス利用契約に基づく不信行為として契約の解除を行う。

(秘密の保持と個人情報の保護について)

第19条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定通所介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は当事業所の管理者との協議に基づき社会福祉法人大阪府社会福祉事業団理事長が定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する

附 則

この規程は、令和3年11月18日から施行する

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する

附 則

この規程は、令和6年9月1日から施行する

この規程は、令和6年10月1日から施行する